

建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成24年2月27日(月曜日)
午前 9時30分～午前10時05分 現地視察
午前10時18分～午後 2時40分 机上審査
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 馬屋原 眞 一 委員長 萬代 泰生 副委員長
河村 淳 委員 田邊 諄祐 委員
下井 克己 委員 岩本 明央 委員
秋山 哲朗 議長
4. 欠席委員 村上 健二 委員 有道 典広 委員
5. 欠 員 1名
6. 出席した事務局職員
重村 暢之 議会事務局長 岩崎 敏行 議会事務局主査
岡崎 基代 議会事務局主査
7. 説明のため出席した者の職氏名
村田 弘司 市長 林 繁美 副市長
伊藤 康文 建設経済部長 前野 兼治 建設経済部建設課長
西田 良平 建設経済部農林課長 刀 禰 義次 美東総合支所建設経済課長
秋山 芳幸 秋芳総合支所建設経済課長 福田 和司 総合観光部長
大野 義昭 総合観光部観光総務課長 綿谷 敦朗 総合観光部観光振興課長
坂田 文和 消防長 田畑 龍男 消防本部次長
西岡 博和 消防本部警防課長 柴崎 隆博 消防本部予防課長
田辺 剛 総合政策部長 篠田 洋司 総合政策部次長

午前10時18分開会

委員長（馬屋原眞一君） 只今より建設観光委員会を開会いたします。先程現地視察におきましては、皆様大変お疲れ様でございました。それでは先の本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案6件につきまして審査をしたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。市長さん報告等がございませんか。村田市長。

市長（村田弘司君） 委員長のお許しを得ましたので、1件ご報告をさせていただきたいというふうに思います。東日本大震災に関する復興支援につきましては、本市を含めまして依然全国的に一生懸命国民の方がやっておられるところでございますけれどもきょうは机上にこれをお配りを担当部署のほうからしてると思います。国の中小企業庁の後援を得まして、全国の商工会連合会のほうで、東北地方の特産品を広く道の駅を通じて紹介をして、このことによって被災地の復興支援につなげていくということをやっておられるようでございます。全国22箇所の道の駅を回られると、トラックでということなんですけれども、山口県ではただ1箇所のみ、本市の道の駅おふくが選ばれて、来る3月7日の日の10時から17時までの間、こちらにMYT見ておられますでしょうが、こういうふうなものでございますけれども「One Heart（ワンハート）号」というトラックで、先程申し上げた被災地の特産品を積みまして、こういうふうな特産品ですね、販売をされるようでございます。その売上金を被災地の支援なり、被災地の方々がいろんな物産について振興しようと頑張っておられるのを一助にしたいということでやっておられるようでございます。できうれば、この3月7日10時から午後5時までということでございますので、市民の方々もお時間が許せば、是非ともおふくの道の駅のほうに行って頂きまして、このことを通じて被災地のご支援にお力添えを賜われればということで、私のほうから報告ということで委員会の皆様方、市民の方々にさせて頂きました。よろしくお願いいたします。

委員長（馬屋原眞一君） はい、わかりました。議長さん報告等はございませんか。

議長（秋山哲朗君） 特にございませぬ。よろしく申し上げます。

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより審査を始めます。最初に議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第11号）を審査をいたします。執行部より

本委員会所管事項につきまして説明を求めます。はい、西田農林課長。

委員長（馬屋原眞一君） 西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） それでは、議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第11号）について、補正予算書によりご説明いたします。補正予算書のほうをお願いいたします。まず歳出からご説明をいたします。補正予算書の1-38、39ページをお願いします。6款農林費・1項農業費・3目農業振興費、負担金、補助及び交付金について12万円を減額補正し、農業振興費の総額を2億3,652万3,000円とするものでございます。39ページのほうの説明欄をご覧ください。003農業資金利子補給事業のうち農業経営基盤強化利子補給金につきまして、平成23年度に新規申し込み分として12万円を計上しておりましたが、借入の申込者がなかったため、これを減額するものでございます。これは、債務負担行為を設定しております。おそれいりますが、1-8ページをお開き下さい。このことに伴いまして平成23年度から平成27年度まで、金額にしますと43万9,000円の債務負担行為を設定しておりましたが、申請者がなかったため、これを廃止するものであります。おそれいりますが、再度、1-38、39ページをお願いいたします。続きまして、4目農地費につきまして、委託料と負担金、補助及び交付金合わせて518万3,000円を減額補正し、農地費の総額を4億3,653万3,000円とするものでございます。まず002農地費経費、単独県費土地改良調査事業負担金につきまして156万3,000円を減額補正するものでございます。これは、県営事業として平成25年度から着手を予定しております中山間地域総合整備事業みね2期の調査費で135万円、また、大嶺町相行地区可動堰の改修のための調査費21万3,000円、併せまして156万3,000円を減額補正するものでございます。減額の理由は、入札減によるものです。続きまして、004農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業につきまして、測量設計委託料90万円を減額補正するものでございます。これは、先程言いました中山間地域総合整備事業みね2期の事業のうち、東厚保町山中地区の基盤整備の実施のための地図作成業務委託料であります。減額理由は、入札減によるものです。続きまして、007県営中山間地域総合農地防災事業につきまして、県事業負担金96万円を減額補正するものでございます。これは、伊佐町堀越のため池改修工事に係る県事業負担金で

す。減額理由は、入札減によるものです。続きまして、008 県営農業用河川工
作物応急対策事業につきまして、県事業負担金 176 万円を減額補正するもので
ございます。これは、於福町の厚狭川に設置してあります第 2 石入可動堰の改修
工事に係る県事業負担金です。減額理由は、入札減によるものです。続きまし
て、6 款農林費・2 項林業費・2 目林業振興費につきまして、負担金、補助及び
交付金を 2,403 万 5,000 円減額補正し、総額 5,535 万 3,000 円
とするものでございます。まず 003 森林整備地域活動支援交付金につきまし
て、709 万 5,000 円を減額補正するものでございます。これは、市内民有
林におきまして、経営計画の作成、搬出間伐、境界確認、作業道の点検修繕など
の作業に対し、国・県・市が交付金を交付するものでございます。今回の減額補
正につきましては、交付金を受ける際の計画が従来の施業計画から経営計画に移
行したことが、大きな要因となっております。これは、今までは、切り捨て間伐
で交付金が受けられたものが、搬出間伐でないと交付金を受けられなくなったこ
と、また従来は、対象面積に交付金単価を乗じた額が交付されておりましたが、
本年度から実行経費に対し交付することとなったことが、大きな要因となってい
ます。この要因に伴いまして、1,171 万 7,000 円の交付金の予算が 4
62 万 2,000 円となったため、先程申しました 709 万 5,000 円の減額
するものであります。続きまして、004 多目的作業路開設事業補助金につきま
して、144 万 8,000 円を減額補正するものでございます。これにつきまし
ては、森林の管理、搬出間伐のための作業路を新たに開設することに対し、国と
市で補助するものです。今回の減額補正につきましては、当初見込んでおしまし
た国の補助金によりまして、800 m の作業路の開設するよう予定しておしまし
た。しかし今年度の最終の国の割り当て金額が、大幅に減額となったため 280
m の開設となりました。このため、144 万 8,000 円を減額補正するもので
ございます。続きまして、007 鳥獣被害緊急総合対策事業補助金につきまし
て、1,549 万 2,000 円を減額補正するものでございます。これにつきま
しては、シカ、イノシシの防護柵設置について、材料費が国 100% で補助金が
交付される事業となっております。なお、柵の設置については、地元が行うこと
となります。本年度は、秋芳町景平地区におきまして 2,300 万円で、シカ柵
を 1 万 m 分の材料を提供する予定でありました。しかしながら、国からの最終割

当額が750万7,000円と大幅な減額となったため、これをイノシシの防護柵に変更して、4,700mに変更し実施いたしました。続きまして、3目森林整備費につきまして、委託料1,661万1,000円を減額補正し、総額3,651万6,000円とするものでございます。まず002流域公益保全林整備事業、市有林保育施業業務委託料につきまして、823万2,000円を減額補正するものでございます。これは、市有林の整備において、保育のための下刈り、枝打ち、除伐、間伐などを実施し、適正な保育管理を行う事業で、国の補助事業となっております。今回の減額補正につきましては、当初計画の森林の現地踏査した上で、下刈り、枝打ち、間伐などを行った結果、それぞれの作業面積に多少の増減があったことが一つの要因となっております。もう一つ大きな要因といたしましては、本年度途中に、それぞれの作業についての単価の改正がございまして、その単価が概ね減額となったことが大きな要因となっております。続きまして、003森林総合研究所分収造林事業委託料につきまして、837万9,000円を減額補正するものでございます。これは、同じく市有林におきまして、市と独立行政法人森林総合研究所の二者間で、分収造林契約を締結しまして、契約の満了時には、主伐収入を分収するという事業でございます。この事業におきましても、下刈り、地拵え、植え付けなどの各作業を行うわけなんですけれども、先程説明した流域公益保全林整備事業と同様に現地踏査による作業面積の増減、それが多少あったこと、それから単価が改正されたことなどが大きな要因となっております。続きまして、一番下になりますが、5目治山事業費、小規模治山工事につきまして、工事請負費90万円を減額補正し、総額610万円とするものでございます。001小規模治山事業工事請負費につきまして、90万円を減額補正します。本年度は於福町竜現地地区におきまして、裏山の崩壊により小規模治山事業において、法枠を施工したところでございます。減額理由は、実施設計での減と入札減によるものでございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 綿谷観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） それでは続きまして、補正予算書の1-40、41をお開きください。7款商工費・1項商工費・4目観光費・13節委託料、観光経費の市観光情報発信推進事業委託料200万円を減額補正し、観光費総額を1億1,325万7,000円とするものでございます。これは、秋芳洞周辺

商店の商品の販売構成、来店客数等の月別データの提供にご協力をいただきまして、これを分析いたしまして、フィードバックすることにより、商店街の活性化を図ろうとしたものでございます。しかしながら、本年度、国土交通省、観光庁におきまして、全国58地域を対象に観光地域経済調査の予備調査、平成24年度には本調査を行うこととしております。この調査では、秋芳洞周辺が対象地域となっており、市が必要とする情報が取得できること、また、全国の観光地と数値的に比較できるというメリットがありますことから、市の単独事業を取り止め、観光庁が実施いたします観光地域経済調査を有効活用することとするものであります。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 同じく、議案書の40・41ページでございます。8款土木費・1項土木管理費・1目土木総務費の負担金、補助及び交付金について208万4,000円を減額いたしまして、土木総務費の総額を1億6,990万2,000円とするものでございます。これは、右のページの説明欄の002土木総務経費のうち、住宅・建築物耐震改修等事業についてでございますが、これは、住宅、建築物の耐震診断を実施した者に対して、市が補助するものですけども、昨年11月25日まで申請の受付を行いました。しかし申請者がなかったということによりまして、不用額208万4,000円を減額するものでございます。続いて、2目地籍調査費の委託料について994万5,000円を減額し、地籍調査費の総額を1億3,281万4,000円とするものでございます。これは、右のページの説明欄の002地籍調査事業のうち、測量委託料の当初予算9,540万5,000円に対しまして、994万5,000円の入札減が出たことによる不用額を減額するものでございます。続きまして、2項道路橋梁費・2目道路新設改良費について、委託料と工事請負費、次のページでございますが、公有財産購入費、負担金、補助及び交付金、補償補てん及び賠償金を合わせまして、9,864万6,000円を減額して、道路新設改良費の総額を2億824万円とするものでございます。まず41ページの002社会資本整備総合交付金事業のうち道路整備工事でございますが、これは、市道秋吉小学校線道路改良工事について、平成23年度完了の計画で行っていましたが、ご存知のように震災の影響から国の交付金の配分が予定どおり付かなくなりまし

て、工事の一部を平成24年度に延ばすこととなりました。このことによりまして、工事費4,580万円を減額するものでございます。続いて、土地購入費ですが、これは、市道沖田1号線道路改良に伴う土地購入として、当初予算1,500万円計上しておりました。これも先程と同様、交付金の配分が付かないということによりまして、これにつきましては全額減額するものでございます。次に、42、43ページでございます。右の説明欄の支障物件移転補償の減額でございますが、これも市道秋吉小学校線と沖田1号線において、電柱、建物等の移転補償として、当初900万円計上しておりましたが、これも同じく交付金の減額に伴いまして、410万円を減額するものでございます。続いて、003道路新設改良事業のうち、登記委託料は、市道の改良工事によります登記事務委託料として、当初550万円計上しておりましたが、先程の沖田1号線の用地購入ができなくなったこと、それと市道四郎ヶ原杉原線道路改良等の用地買収が予定どおり執行できないことにより、測量・分筆登記事務委託料、これら420万円を減額するものでございます。次に、道路整備工事でございますが、これは、市道今山線道路改良区間100m、市道七田祖母ヶ河内線道路改良区間50mが災害復旧工事によって、同時進行で施工できないことによります年次計画の見直しから、平成24年度以降に工期を延長することになりました。これに係る工事費2,000万円を減額するものでございます。次に、県事業負担金ですが、当初2,500万円計上しておりましたが、この度県の負担金が確定をいたしました。1,745万4,000円に確定をいたしまして、その差引の754万6,000円を減額するものでございます。次に、補償金ですが、先程の市道今山線・七田祖母ヶ河内線改良工事の年次計画の見直しから、電柱の移転補償も次年度以降となり、このことから、当初予定しておりました補償金200万円を減額するものです。続いて、3項都市計画費・2目街路事業費について、委託料と公有財産購入費、補償補てん及び賠償金を合わせてまして1,816万9,000円を減額補正をいたしまして、街路事業の総額を3,893万7,000円とするものです。まず右の説明欄の002社会資本整備総合交付金事業のうち測量委託料ですが、これは、渋倉伊佐線道路改良に伴います用地、土地鑑定委託料として、当初1,770万円計上しておりましたが、入札減によって生じた538万9,000円を減額補正するものでございます。次に、土地購入費と補償費

ですが、合わせて、当初3,030万円計上しておりましたが、国の交付金の減少により、事業費を土地購入費、補償費と合わせて1,278万円を減額するものでございます。続いて、4目都市排水路整備費について、委託料と使用料及び賃借料を合わせて1,509万4,000円を減額補正して、都市計画排水路整備費の総額を3,203万7,000円とするものでございます。まず右の説明欄の001都市計画排水路整備事業のうち業務委託料ですが、JRへの工事委託料といたしまして、吉則第一踏切都市排水路整備工事とJR軌道下雨水管横断管工事の工事を当初4,195万1,000円計上しておりましたが、JR美祢線の開通前に、大部分の工事が完了をいたしました。このことによりまして、工事中の列車の見張り人等の人件費が大幅に減少いたしまして、これによりまして、生じた不用額1,474万1,000円を減額するものでございます。次に、JR占用料ですが、当初58平米の占用面積に対して、平米単価4,200円で計算をしておりました。その後JRと精査した結果、占用面積12.48平米となりまして、占用単価も平米当たり577円ということになりまして、これによって生じた不用額35万3,000円を減額するものでございます。続いて、5項住宅費・2目住宅建設費について、委託料と次のページの負担金、補助及び交付金を合わせて2,655万2,000円を減額補正し、住宅建設費の総額を2億4,161万3,000円とするものでございます。まず右の説明欄の002社会資本整備総合交付金事業のうち業務委託料は、市営住宅長寿命化計画策定業務委託料として、当初549万円計上しておりましたが、入札減によりまして、不用額86万9,000円を減額するものでございます。次に、建替実施設計・地質調査業務委託料ですが、下領北団地住宅の建替に伴う実施設計と地質調査委託としまして、当初4,500万円計上しておりましたが、特に地質調査において、ボーリングを予定しておりましたが、簡易な方法で済んだため、実施設計額が大幅に減少をいたしました。それと併せまして、入札減によって生じた不用額2,492万6,000円を減額するものでございます。続いて、次の44、45ページでございます。右の説明欄の木造住宅耐震改修事業でございますが、当初申請件数2件分で60万円計上しておりましたが、これも今年の1月25日まで申請の期日にしておりました。ただ申請者がなかったということによりまして、この不用額、全額の60万円を減額するものでございます。次の

給水負担金は、下領北団地の給水負担金として、当初5万2,500円の15戸分として78万8,000円計上しておりましたが、12戸分となりましたので、その不用額としまして、15万7,000円を減額するものでございます。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 田畑消防本部次長。

消防本部次長（田畑龍男君） 続きまして同じページ44、45ページをお願いいたします。9款消防費・1項消防費・1目常備消防費でございます。98万7,000円を増額しまして、総額を4億5,896万2,000円とするものでございます。工事請負費としまして227万8,000円を計上しております。これは、全国瞬時警報システムを整備するものであります。この全国瞬時警報システムといいますのは、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星を用いて国から送信しまして、緊急情報を瞬時に伝達するシステムであります。このシステムにつきましては、国の21年度補正予算による交付金によりまして、全国一斉整備が進められまして、美祢市においても市本庁舎に整備されております。今回の東日本大震災におきましても、通信衛星による警報伝達の有用性が明らかになりましたが、受信機が置かれた施設自体が大きな被害を受けた場合に警報を受信できないということがあり得ることから、伝達ルートを多重化するため、消防本部庁舎への受信機の追加配備を促すために、国の23年度第3次補正予算におきまして、消防防災通信基盤施設整備補助金が設けられましたので、この補助金を活用しまして消防本部に整備するものであります。この事業の補助基準額は200万円、補助率は2分の1であります。残りの市負担分につきましては、起債充当率が100%、交付税算入率80%の地方債を充てることのできるようになっております。次に、006通信指令業務共同運用経費の施設整備負担金でございますが、下関市と共同運用を行う消防指令センターの実施設料の入札減によりまして、129万1,000円減額するものでございます。次に2目非常備消防費を262万5,000円減額し、総額を1億1,149万5,000円とするものでございます。これは備品購入費001消防団経費、この度美東町真長田分団に更新整備しました消防ポンプ自動車の入札減により、262万5,000円減額するものでございます。当初予算が1,890万円に対しまして、入札金額は1,627万5,000円でございます。その差額を減額するものでござ

います。次に3目消防費を964万9,000円を減額し、総額を1,157万2,000円とするものでございます。これは消防防災施設整備費補助金事業といたしまして、当初耐震性貯水槽を4基整備する計画で申請をしておりましたが、国庫補助の採択が2基となりましたので、整備を4基から補助採択の2基へ変更したことに伴う減額でございます。今年度整備しました耐震性貯水槽につきましては、西厚保町坂本と美東町岩波に2基設置しております。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 続きまして、1-48、49をお願いいたします。11款災害復旧費・1項農林施設災害復旧費・2目補助災害復旧費につきまして、委託料及び工事請負費合わせて6,477万円を減額補正し、総額を3億2,127万8,000円とするものでございます。まず001現年発生災害復旧費につきまして、1,780万円を減額補正するものでございます。これにつきましては、6月補正に4件、9月補正の段階で15件、合計19件、4,848万2,000円をご承認いただき、事業着手ということになりました。その結果、まず2件の災害におきまして、地元関係者のご事情によりまして申請を取り下げられたことによる箇所数の減及び工事着手に至るまでの査定、実施設計、入札により測量設計委託料が280万円の減額となりました。また工事請負費につきましては、1,500万円を減額補正するものでございます。続きまして、002過年発生災害復旧費につきまして、工事請負費4,697万円を減額補正するものでございます。これにつきましては、平成22年度に発生した補助災害250件のうち、平成23年度で19件について、発注をいたしました。この予算につきましては、平成23年度予算編成時には、査定前の概算設計ベースでの予算組みでありましたが、23年度に入り詳細実施設計での工事費の減、及び入札減併せて4,697万円を減額補正するものでございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 同じページの一番下でございます。2項土木施設災害復旧費・2目補助災害復旧費について、工事請負費を9,600万円減額をいたしまして、補助災害復旧費の総額を4億8,275万4,000円とするものです。右の説明欄の001現年発生災害復旧費の災害復旧工事として、本年度これまで、3度の補正を行い、総額5億7,875万4,000円のご承

認いただき、工事着手をしているところでございますが、工事着手に至るまでの査定や査定前の国・県との事業協議によって、復旧工法の変更、それに実施設計、そして入札によりまして、工事請負費が9,600万円減額となるものでございます。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 続きまして、歳入をご説明いたします。補正予算書の1-14、15ページをお願いします。一番下の段になります。12款分担金及び負担金・1項分担金・2目農林業費分担金につきまして110万円を減額補正し、総額540万3,000円とするものでございます。これにつきましては、先程歳出でご説明いたしました各種事業におきまして、入札減等による事業費の減に伴い、まず1目の農林業費分担金は、堀越ため池改修で12万円、第2石入可動堰改修で66万円の合計金額78万円及び2林業費分担金は、竜現地小規模治山で32万円を減額補正するものでございます。続きまして、1-16、17ページをお願いします。3目災害復旧費分担金につきまして280万4,000円を減額補正し、総額305万5,000円とするものでございます。これにつきましては、現年発生災害、及び過年災害の工事費の減額によるものでございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 続きまして、1-18、19ページをお願いします。14款国庫支出金・1項国庫負担金・2目災害復旧費国庫負担金につきまして、8,708万9,000円を減額補正し、総額3億4,242万5,000円とするものでございます。これにつきましては、現年発生災害において、先程歳出のほうでご説明申し上げたとおり、査定設計から実施設計への組み替えによる減や入札による減によって、工事費が減額となりまして、それに伴って、国庫補助も減額となったものでございます。続いて、同じページでございますが、4目土木費国庫補助金につきまして、右のページですが、土木管理費補助金と道路橋梁費補助金と住宅費補助金、そして都市計画費補助金を合わせまして、5,169万4,000円を減額補正し、総額で1億7,612万9,000円とするものでございます。まず土木管理費補助金は、歳出でご説明しました住宅・建築物耐震改修等事業について、補助金申請者がなかったことによります事

業費の減に伴って、国の2分の1補助分である104万2,000円を減額するものでございます。次に、道路橋梁費補助金は、これも震災の関係から国の交付金が、2,480万円減額となったものでございます。事業は歳出でご説明いたしました市道秋吉小学校線、それと沖田1号線に係るものでございます。次に、住宅費補助金の社会資本整備総合交付金については、184万8,000円増額となっております。これにつきましては、住宅費に係ります社会資本整備総合交付金事業の減額分と増額分を差し引きまして、全体で併せまして184万8,000円増額となるものでございます。次に、都市計画費補助金は、これも震災の関係から交付金2,770万円が減額となったものでございます。事業は、歳出でご説明申し上げました渋谷伊佐線道路改良に伴うものでございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 田畑消防本部次長。

消防本部次長（田畑龍男君） 続きまして、そのすぐ下でございますが、5目消防費国庫補助金でございます。392万8,000円を減額しまして、総額を588万2,000円とするものでございます。消防費補助金としまして、消防防災施設整備費補助金492万8,000円の減額しております。これは歳出でご説明申し上げました当初4基の耐震性貯水槽の申請を行いました。国庫補助の採択が2基になりましたので、それに伴う減額でございます。次に消防防災通信基盤整備費補助金100万円を追加計上しております。これも先程説明いたしました全国瞬時警報システムの整備に伴うもので、補助基準額200万円、補助率2分の1の補助金でございます。この二つを合わせまして392万8,000円を減額するものでございます。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 続きまして1-20、21ページをお願いします。15款県支出金・1項県負担金・4目土木費県負担金につきまして796万円を減額補正し、総額7,012万5,000円とするものでございます。これにつきましては、歳出でご説明申し上げました地籍測量調査における委託料の入札減によりまして、事業量は減額いたしました。これに伴いまして、県負担金796万円を減額するものでございます。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君）　続きまして、1 - 22、23ページをお願いします。15款県支出金・2項県補助金・5目農林費県補助金につきまして、1,958万4,000円を減額補正し、総額2億1,271万1,000円とするものでございます。まず1農業費補助金について、農業近代化資金等利子補給補助金は、対象申請者がなかったことで、6万1,000円減、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、入札減に伴い49万5,000円の減、合わせて55万6,000円の減額となります。次に2目林業費補助金につきまして、森林整備地域活動支援事業交付金は、事業費の縮小等により474万6,000円の減、小規模治山事業補助金は、入札減により45万1,000円の減、流域公益保全林整備事業補助金は、作業単価の改正により事業費は減となりましたが、その作業のうち切り捨て間伐に係る補助金は、国の繰越予算を充当出来ることになったため、100%補助金で対応することができました。このことから232万円増となりました。美しい森林づくり基盤整備事業補助金は、歳出の多目的作業道開設事業で、事業費減により65万9,000円の減、鳥獣被害緊急総合対策事業補助金は、事業費減により1,549万2,000円円の減、以上合計1,902万8,000円の減額補正となります。以上です。

委員長（馬屋原眞一君）　前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君）　そのすぐ下でございますが、7目土木費県補助金につきまして、右のページですけれども、土木管理費補助金と住宅費補助金を合わせて、90万8,000円を減額補正し、総額256万1,000円とするものでございます。まず土木管理費補助金ですが、歳出でご説明いたしました住宅・建築物耐震化促進事業と木造住宅耐震改修事業の補助金の申請者がなかったということから、事業費が減少いたしました。これに伴いまして、県補助金の68万6,000円を減額するものでございます。続いて、住宅費補助金ですが、これは、高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金につきまして、当初191万4,000円計上しておりましたが、補助金対象者の減少に伴いまして、22万2,000円を減額するものでございます。以上です。

委員長（馬屋原眞一君）　西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君）　続きまして、10目災害復旧費県補助金につきまして1億7,029万6,000円を減額補正し、総額4億4,216万

6,000円とするものでございます。現年発生災害、過年発生災害及び平成22年災害の背越し分におきまして、箇所数の減、査定設計から実施設計への組み替えによる減、及び入札による減によりまして、工事費が減額となったことに伴いまして、補助金が減額となっております。続きまして、1-24、25ページをお願いします。16款財産収入・2項財産売払収入・1目不動産売払収入におきまして、163万7,000円を減額補正し、総額を11万1,000円とするものでございます。これにつきましては、流域公益保全林整備事業によりまして間伐した檜の収入を見込んでおりましたが、市内木材利用促進を図るため、今回市営住宅の建設に利用することとしたことに伴いまして、無償としたことによりまして、続きまして、一つ飛びまして、20款諸収入・4項受託事業収入・1目分収造林受託事業収入につきまして、837万9,000円を減額補正し、総額1,120万3,000円とするものでございます。これにつきましては、歳出のほうでもご説明いたしました委託料が、同額減額になるもので、独立行政法人森林総合研究所からの受託料が事業費の減によるものでございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） それでは、繰越明許費につきましてご説明をいたします。議案書の1-7ページをお願いします。8款土木費・2項道路橋梁費、道路維持事業につきまして、350万円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、市道湯の上門前線道路拡幅工事と柳井坊線側溝整備工事ですが、県道との取り付け部など県や地元等との協議調整に日数を要しまして、年度内完了が困難となったことによりまして、翌年度に繰り越すものでございます。続きまして、社会資本整備総合交付金事業につきまして、3,040万円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、市道秋吉小学校線交差点工事と、この工事に関連した補償並びに付帯工事であります。この主な理由は、国道・県道との交差点について、県や公安委員会との協議、調整に日数を要したため、年度内完了が困難となりまして、翌年度に繰り越すものでございます。次は、道路新設改良費につきまして、4,520万円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、市道榎田線外5路線の改良工事や舗装工事において、他事業との迂回路調整や実施設計等の調整に日数を要しまして、

年度内完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。次は、橋梁維持経費につきまして、200万円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、梅香橋外橋梁補修工事ではありますが、他の災害復旧工事との調整に日数を要しまして、年度内完了が困難となりまして、翌年度に繰り越すものでございます。次は、3項都市計画費、街路事業につきまして、824万1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、市道渋倉伊佐線歩道整備工事と関連の照明施設整備工事がございますが、これは、県代行業、渋倉伊佐線工事が県のほうも繰り越されるために、同一施工区間でありませぬ当該工事も進捗を合わせるという必要があるために、翌年度に繰り越すものでございます。次は、社会資本整備総合交付金事業につきまして、1,752万円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、都市計画道路渋倉伊佐線用地費と立木補償費ですが、市が定めます都市計画の変更の法手続きの日程等によりまして、その後用地の買収や補償ということになりますので、年度内完了が困難となりました。このことによりまして、翌年度に繰り越すものでございます。次は、都市排水路整備事業につきまして、260万円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、下村地区都市排水路整備工事ではありますが、用地の地権者との調整が取れず日数を要してしまいました。年度内完了が困難となったために、翌年度に繰り越すものでございます。次は、4項河川費、河川維持事業につきまして、673万円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、石屋形川・湯口川・上野川の浚渫工事と石入川護岸整備工事につきまして、地元関係者や実施設計調整に日数を要したため、翌年度に繰り越すものでございます。次は、岩山展望台照明施設整備事業につきまして、214万9,000円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、先程の街路事業と同様ですが、県事業工事の繰り越しによって、進捗を統一させる必要があるため、翌年度に繰り越すものでございます。次は、5項住宅費、社会資本整備総合交付金事業につきまして、1,000万円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、下領団地建て替えに関するところでございますが、建て替えに使用する市有林材の木材の搬出・製材業務について、材の伐期が冬場が好ましいことから、木材の搬出や製材への着手がどうしても遅れるために、翌年度に繰り越すものでございます。また、これに伴いまして、下

領北団地建替工事も遅れることから給水負担金も併せて、繰り越すものでございます。それと市営住宅長寿命化計画策定業務につきまして、24年度にされま
す、山口県の住生活基本計画との整合性を図るため、市の長寿命化計画の策定
も、県に併せて翌年度に繰り越すものでございます。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 田畑消防本部次長。

消防本部次長（田畑龍男君） 続きまして、9款消防費・1項消防費、全国瞬時警
報システム整備事業としまして227万8,000円を繰り越すものでございま
す。これは国の第3次補正予算に伴いまして消防防災通信基盤整備費補助金事業と
して整備することになりますので、国からの補助金交付決定後、入札、工事を行う
ということで、年度内での完了が困難であるため繰越を行うものでございます。以
上です。

委員長（馬屋原眞一君） 西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 続きまして、11款災害復旧費・1項農林
施設災害復旧費、現年発生のみ単独災害復旧事業につきまして、387万5,00
0円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、平成22年度
災害におきまして、市内で発生しました農林、及び建設災害が非常に甚大であっ
たということから、災害規模の大きい補助災害を優先的にを行います。単独災害
は、小規模な災害でありますことから、補助事業完了後の直ちに着手することと
しておりましたが、年度内完了が困難であるため、翌年度へ繰り越すものです。
同じく災害復旧費の補助災害復旧事業、過年災害につきましては、1,268万
円を翌年度に繰り越しをするものでございます。これにつきましては、今山水路及
び保保施設災害復旧工事につきまして、6月に発注はいたしましたが、近隣の県
道災害復旧工事と工期が重なったため、協議をいたしまして、その結果、県道の
復旧を優先的にすることとなりました。このため年度内完了困難となったため
に、翌年度へ繰り越すものでございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 続きまして、2項土木施設災害復旧費、現
年度発生のみ単独災害復旧事業につきまして、8,020万円を翌年度に繰り越すも
のでございます。これにつきましては、深土川外10箇所と市道野崎2号線外7
箇所の災害に伴います廃材の撤去業務について、地元や実施設計調整に日数を要

したために、年度内完了が困難となりました。これによりまして、翌年度に繰り越すものでございます。次に、現年度発生補助災害復旧事業につきまして、1億3,490万円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、奥原川外23箇所と麦川川外3箇所に地元や実施設計調整に日数を要したということによりまして年度内完了が困難となりました。このことによりまして、翌年度に繰り越すものでございます。次に、過年度発生補助災害復旧事業につきまして、6,210万円を翌年度に繰り越すものでございます。これにつきましては、植松小杉線外11箇所と大村下線外1箇所の補償関係に地元や実施設計調整に日数を要したために、年度内完了が困難となりました。このことによりまして、翌年度に繰り越すものでございます。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 説明が終わりました。時間も経過しておりますので、ここで11時35分まで休憩をいたします。

午前11時23分休憩

.....
午前11時36分再開

委員長（馬屋原眞一君） それでは休憩前に続き会議を始めます。本案に対する質疑はございませんか。はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） 2回に分けて質問させていただきます。最初にですね。1-38、39、それから1-40、41、全体的に見て、多少わかって質問する面もありますが、国・県支出金、俗に言う国県支出ですが、これの減額が大変目立って、一般財源市の懐から出る金のほうがあまり出てないんですが、例えばですね、1-39の19の農林費の負補交の007の鳥獣被害の関係ですが、これが材料費が100%、1,549万2,000円が国から出るというようなこと聞きまして、これが減額補正になっております。次の1-41ページ、観光費の観光経費、これは一般財源からですが国のほうの関係ということで、これは大変良いことだと私は感心しておりますが、このような形でできればうまくやって、上手にやられまして、国やら県の支出金をできるだけたくさんとってもらう。裏を返せば減額補正をせんようにして一般財源のほうをできるだけ、もし減額補正するのであれば、一般財源のほうを減らして頂くような形にならないもんかなと。それが今言いましたように1-39の関係なり、1-41の関係、この辺をひとつもう少し詳しく説明し

てもらえないでしょうか。お願いします。

委員長（馬屋原眞一君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） それでは只今のご質問にお答えいたします。まずは農林関係といたしまして、鳥獣被害緊急総合対策事業、（発言する者あり）鳥獣被害の緊急総合対策事業についてなんです。これにつきましては、当初予算2,300万円組んでおりました。それによりまして、シカの柵を約1万mほど実施しようと考えておりましたところ、県のほうから減額をしてくれないかというふうなご相談がございました。この対策事業につきましては、国のほうで組んでる予算は約100億円ほどあったようです。これについて、今までは農村整備の関係で鳥獣被害の柵等ができてたわけなんですけども、これが全て廃止されまして、この事業にほぼ一本化されたようなところがございます。これに伴いまして、当然のごとく全国の市町のほうから要望があがったのであろうというふうに思っております。ちなみに言いますと、100億のうち北海道が12%、約12億円を北海道に充当したというふうに聞いております。山口県は1.4%で1億4,000万円ほど予算が付いたということです。その段階で、当初は2,300万円というあてがえがございましたが、他の市町からの要望がかなり強いということで、山口県のほうで再配分がされたというふうになります。そういうふうなところから、結果として2,300万円が750万円程度に落ち込んだというふうなことがございます。当時は地元の方にも、予算確定段階について一応予算も確保できたのでというふうなことで、実施に向けてのいろいろ協議等も行ったところではございますが、最終的には県のほうからそういうふうな指示を受けざるを得ないというふうな状況になりましたのが実情でございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今、岩本委員がおっしゃったのは、国なり県の支出金ですよ。ね、これを減額してるけど、一般財源が減ってないんだから、できれば一般財源のほうをおとしてもらったら、市の財政がいいのではないかという意味だろうと思えます。これはですね考えたらおわかりのように、例えばこれが全体の事業費とすれば、半分が国の金であれば歳入のほうは国・県支出金におとしますけれども、半分は一般財源の補助であれば、半分は一般財源になります。市のほうで。それはですね歳出のほうの財源内訳を見てもらえればわかるように、今おっしゃった1-3

8、39に載っておると思いますけれども、農林費のほうも国なり県の支出金もおちておるけれど、併せて市の一般財源も減額しておるということで、歳入というのは表だって説明したのは入ってくる金が減るからということの説明しただけであって、一般財源のほうは、例えば市税とか交付税とかで対応してますので、併せて一つの歳出がおちるのであれば、国から入ってくる金、県から入ってくる金をおとしておるけれども、併せて一般財源も減額補正しておるというふうに理解してもらって結構です。ですから、特別に国・県の金をおとしておるという意味ではないとご理解頂きたい。

委員長（馬屋原眞一君） はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） それはわかってるつもりで質問したんですが、例えば今言いましたように、100万円の事業で補助率が半分であれば、50万、50万が市が50万、国が50万で、事業が半分なれば25%、25%になるわけですが、この辺は理解して質問したつもりですが、私の言いたいことは今市長さんが言われたことももちろんですが、せっかくですね有害鳥獣でイノシシなんか相当害が大きいから、その辺をもう少しうまくやって、国も減るかもしれんけどシカならシカだけではなくて、イノシシもそういう希望があればいい具合にならんかなというのを、私は今質問したわけです。市長のおっしゃる答弁もそのとおりだと理解をしておりますが、そのような形でできなかったかなということを私は申し上げたかったわけです。言うことを分かりますか。

委員長（馬屋原眞一君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 先程の有害鳥獣の件はシカの長い距離を入らないようにするという防護柵をするようにしておったわけですが、国ご承知のように東日本大震災の関係等がありまして、各全国に補助金なり交付金を交付しようとしておったわけですが、ある一定のものを東北地方に金を持っていきました。それで国の補助金、交付金が減ってきましたから、それに併せてシカの防護柵をうちが入ってくるお金が減ったんで、地元がじゃあイノシシをやってほしいということがあったんで、イノシシの防護柵に変えたということなんで、はなえてうちがわざわざ国・県にお金を返して、事業費をおとしていったということではないということをご理解頂きたい。さっきそういうふうな流れで説明したと思います。

委員長（馬屋原眞一君） ほかにございませんか。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 一、二点ほど聞いてみたい。1 - 39、ここで先程の説明では多目的作業道開設事業というのがあって、当初は800mをみておったと。それで280mにおちたという説明であったように聞いておるわけですが、この時期はいつ頃じゃったか。280mになった原因。それがいつ頃あったものか分かれば言ってもらいたい。それから要はその次の002で公益保安整備事業で、この単価が変わったということじゃったね。単価が変わるということは、面積が変わらなくても単価が変わったという意味か、その辺単価の経緯をちょっと言ってもらいたい。それから要は1 - 41か地籍調査事業、測量委託料というのがあった。これは当初調査の面積が減ったものか、少のうなったものか、その辺が分かれば言うてもらいたい。これだけの減額をしたということは、調査をする初めの当初の面積より面積が減ったものか、それとも入札減がそれだけのものがあったものか。以上三点。

委員長（馬屋原眞一君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 只今のご質問ですが、多目的作業道開設事業についてなんですが、いつ頃金額的などころ等について減ったのか、時期的などころのご質問だったかと思いますが、今、その辺の資料を持ち合わせておりませんので、確認後お答えのほう回答させて頂きたいと思います。それから流域公益保全林整備事業、これも単価が下がったということでございまして、面積につきましては、当初計画どおり、ほぼ計画どおりの面積の施行等を行っております。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 先程の地籍調査の関係でございますが、994万5,000円減額になっておりますが、これは面積が減ったことによる減額ではございません。いわゆる入札減によりまして、金額がおちたものでございます。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員いいですか。河村委員。

委員（河村 淳君） 今の説明でだいたいわかったですがね。要は先程800mが280mとあなた説明しちゃあなかったかいね。その辺を私は言ったわけで。その辺の時点がいつごろじゃったかということ。わかった時点が。

委員長（馬屋原眞一君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 当初800mが280mに落ちたというそれ

を決定した時期につきましては、確認後回答させて頂きたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） ほかにございませんか。田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 昨日ですか植松のほうに行ってみたんですけど、災害復旧工事を大変しっかりやっておられるんですけど、あれは個人負担はなかったんでしょうか。それが一つと。きょうの説明を聞くと災害復旧工事は予算がだいぶ皆さんの努力もあるんだろうけど、余ってるんですけど、植柳と同じように、例えば北分地区でもまだ手直しを補修しなければいけない地区があるんですけど、その辺はどういう考え方をされておるのか、公平、公正にやってほしいと私は思うんですけど、如何でしょうか。

委員長（馬屋原眞一君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 只今のご質問にお答えいたします。植松地区と今現在も災害復旧を行っております。これにつきましては、国それから市が補助金等増嵩申請という段階を経まして、国の補助率が確定いたします。そこから100%のうち国の補助金が確定しましたら、それを差し引いた部分につきまして、市と地元でそれぞれが負担をいたします。つまり、分担金は地元さんのほうもお支払い頂くということになります。それから次のご質問のまだほかにも災害復旧がされてない箇所があるということですが、基本的には補助対象である災害復旧事業につきましては、2件を残して他はほぼ今年度中に完了を目指しております。但し、先程説明いたしましたように、繰り越しとして単独災害分、かなり小規模な災害等が主なんですけども、こちらにつきましては、補助災害を済ました完了後繰り越しをいたしまして、平成24年度中の中で完了をするというふうに考えておりますので、今現在ではちらほらとまだ災害復旧に着手してない部分が見受けられるかも知れません。以上です。

委員（田邊諄祐君） それじゃ最終的にはやられるんですね。わかりました。

委員長（馬屋原眞一君） ほかにございませんか。萬代副委員長。

副委員長（萬代泰生君） 今の災害復旧費のことで、繰越明許費1-7に農林施設災害復旧費、それから土木施設災害復旧費というものが、今年度の事業できなかって、繰り越すということになっておりますが、これのですね事業箇所のできましたら一覧表を出していただくと助かりますが、今すぐということではありませんが、出して頂けるかどうかこの議会の終わりまでで結構ですから、その答弁をお願い

します。

委員長（馬屋原眞一君） 西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 農林災害及び土木災害につきまして、繰越分の箇所をわかるものを提出をさせていただきます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） 1 - 7ページをお願いします。今単純に計算したんですが、8款の土木費だけで1億2,000万円ぐらいの繰り越しになります。11の災害復旧費も併せましたら、全部で4億近いあれになるんですが、実際に24年度、新年度予算組まれておりますし、それプラスこの繰り越しがあるんですが、これはできますかね。能力的に。

委員長（馬屋原眞一君） はい、前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 岩本委員のご質問にお答えいたします。繰り越しもあり、それと併せて24年度等のいろいろな事業があるわけですが、当然予算が上がっているものにつきましては厳しい状況ではありますが、やって行かなくては仕方がないというふうに考えていますので繰越事業のほうも併せてやって行きたいというふうに考えております。

委員長（馬屋原眞一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それでは質疑を打ち切ります。本案に対する意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それでは、これより議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。それではこの委員会を午後1時から開催いたします。暫時休憩。

午前11時55分休憩

午後 0時58分再開

委員長（馬屋原眞一君） 休憩前に続き会議を始めます。西田農林課長から発言の申し出がありますので、許可します。

建設経済部農林課長（西田良平君） 河村委員のご質問についてお答えをいたします。まず、多目的作業道開設事業。これについて、800mのところを280mになったということで、これがいつ頃、そういうふうになったかというご質問だったと思います。これにつきましては、国のほうの補助金の確定が4月1日に林野庁のほうから内示がございました。それから当初800mということでしたので、その箇所の調整等行いまして、11月にこの補助金については申請があったというふうな形になります。

それから、流域公益保全林整備事業、こちらのほうについての単価改正がいつ頃あったかというご質問ですが、これにつきましては、10月1日に国のほうから単価改正の通知がございました。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） それでは、会議を続行します。次に議案第23号美祢市手数料条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より本委員会所管事項について説明を求めます。柴崎予防課長。

消防本部予防課長（柴崎隆博君） それでは、議案第23号美祢市手数料条例の一部改正についての2件目でございますが、ご説明申し上げます。議案書23-1ページ、そして参考資料の12、13、14ページに新旧対照表がございますのでお開き願います。議案第23号美祢市手数料条例の一部改正について、平成20年美祢市条例第73号の一部を次のように改正するものとする。平成24年2月22日提出、美祢市長。美祢市手数料条例の一部改正を説明申し上げます前に、改正理由を申し上げます。市長の提案説明のとおり、これは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所貯蔵所の所有者等は法令で定める技術上の基準を満たし、市町村長等から設置許可等を受けなければならないとされています。市町村長等からの設置許可等については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により、製造所等の容量の区分等にしがって標準手数料が定められています。今般、危険物の規制に関する政令の一部が改正され、浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準が設けられ、新たな審査業務が発生することとなりましたことから、美祢市手数料条例の一部を改正し、当該タンクの設置許可等にかかる審査項目を設けるなどの所用の改正を行うものでございます。それでは、改正条

例案についてご説明申し上げます。参考資料の12、13ページ、美祢市手数料条例新旧対照表でご説明申し上げます。この部分の別表その2のアンダーラインを引いているところが改正部分でございます。最初のアンダーラインの部分でございますが、特定屋外タンク貯蔵所のうち、このたび浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の審査項目を別に定めることとなりましたことから、本区分からこの浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所を除いたものであります。次のアンダーライン部分でございますが、只今、除きました浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所を新たに加えたものです。次に14ページになりますが、附則としまして、施行期日を新たに設けたものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（馬屋原眞一君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより議案第23号美祢市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正についてを審査いたします。執行部より本委員会所管事項について説明を求めます。西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） それでは、議案書24-1ページをお開きください。議案第24号は、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正についてであります。農林課所管事項は、議案書24-2ページ、第5条、真ん中よりちょっと下になりますが、第5条です。第5条から24-3ページの第9条の五つの施設というふうになります。施設につきましては、第5条から美祢市農産物加工施設、直売所みとう、美東桂岩ふれあいセンター、秋芳八代ぬくもりの里交流センター、桂木山麓緑地自然公園村であります。今回の条例改正にお

きまして、指定管理の指定取り消しや天災等で指定管理者が業務を行うことができなくなった場合、市直営による管理に改正をいたします。これに伴って、農林課が所管する先程申し上げました施設条例と重複する部分があるため、これを整理するよう改正をいたします。また併せまして指定期間について柔軟な変更を可能とするための改正、以上2点につきましての改正であります。これにつきましては、机上に配付をしております資料ブルーの3枚付きになっておりますが、これの1ページをお開きいただきまして、左肩に資料1とございます。これの表の3段目と4段目に該当するものでございます。おそれいりますが、続きまして、議案参考資料の22ページをお願いいたします。22ページからが農林課が所管する施設の改正でございます。美祢市農産物加工施設につきましては、指定期間を削除いたします。23ページの美祢市直売所みとうにつきましては、指定期間と市長による直営を削除いたします。続きまして24ページになります。24ページは美祢市美東桂岩ふれあいセンターの条例ですが、こちらのほうにつきましては、市長による直営を削除いたします。25ページになりますが、こちらのほうは、美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターでございますが、こちらにつきましては、指定期間の削除となります。最後に27ページでございます。27ページ、美祢市桂木山麓緑地自然公園村につきましては、指定期間の削除となります。これらにつきましては、先程のブルーの机上配付資料の次のページを見ていただきますと、他の施設等も入っておりますが、農林課所管の部分につきまして、第5条から第9条、右のほうの欄の指定期間の削除、直営条項の削除というところをご覧くださいますとわかりやすいかと思えます。農林課が所管する施設条例につきましては、以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 続きまして、観光総務課が所管する施設の条例改正についてです。改正の主旨に関しまして、今、農林課の所管施設と全く一緒ですので、重複しますので省かさせていただきます。議案書によっていけば、議案書の24 - 3ページ、第10条になります。秋吉台家族旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正することになります。内容といたしましては、指定管理者の指定期間、第5条を削除するものでございます。

続きまして、議案書24 - 4ページをご覧ください。第16条になります。第16条は、美祢市秋吉台リフレッシュパークの設置及び管理する条例の一部を改正する

条例の一部改正となります。これまでご説明申し上げているように、指定期間について柔軟な変更を可能とするための改正、ここでいけば第7条を削除し、またこれに伴う所要の改正を行います。また、指定管理者制度導入を平成25年4月1日とすることによる改正を行う改正でございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） それでは、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。河村委員。

委員（河村 淳君） この家族村とリフレッシュの問題は関連が多分これはあると思います。要は前の委員会で私も質問したことがあります。これはリフレッシュと家族村を一本化にするという市長の提案であったと思います。それでその辺が可決になって、今回こうまた一部改正ということが出てきたわけですが、この前の本会議でも質問いたしました。要は、これは市長も答弁をいろいろ言われたのですが、当初の、まあ時系列を私もずっと言われたことを、いちいち覚えちゃらんが、公募をされて、その審査をされて、まあ許可を出して、今度審査委員会にいった流れというものが日にちが、いちいち覚えておらんのやが、その辺がわかれば説明をお願いしたい。それからその点について、私は多分本会議で言うたが、その田辺部長が瑕疵があったとか、ちょっと答弁があったが訂正をされてガイドラインによる不手際があったということであったが、不備があったということであったが、このガイドラインの不備があったっちゃうのは、公募があるときにそれはいきちよるはずやから、それでいったわけじゃろうけど。それは、公募の不備があったっちゃうのは、あとから言われることで、それまでは事務局のほうは、公募した時点では、私の言うのは、公募をした時点で、こういうものではあなた方は未来家族村、こういうものを申請されてもこれは、許可、こういうものじゃあ許可できませんよとなぜ言わんやったか。あとになってから、これじゃあ、あんたのほうは整備は、条件が整わんとか、団体として組織がないとか、こういうことはあとになって言うたら、結局、素人の結局、地元ですから、なぜその指導ができんかったか。この辺が一点、もう一遍聞いてみたい。それからまたあと質問します。以上。

委員長（馬屋原眞一君） 大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 今、河村委員さんのご質問ですけど、委員の質問されているのは、このあとの議案になっております第35号の議案に関してのことだと思っておりますけど、この24号関連に関しては、条例の一部改正でござ

いますので、あとそちらのほうでご回答させていただくということで。この場であれですか。

委員（河村 淳君） ええですが、要は、関連があるから家族村との、この問題は。家族村のほうだけ先にいくっちゃうことは、なかなか難しいかろうかと私は思う。一本化していくっちゃうことやったんじゃから。その改正じゃから。（発言する者あり）

市長（村田弘司君） 河村委員家族旅行村とリフレッシュパークを一本化する条例は既に設置されていますから、そうじゃあなしに、今回ののはここに一覧表があるように指定期間の削除と直営条項の削除に関する公の施設に関する全体のことの条例の中の本委員会に関連するところだけを今、説明したということで、今、おっしゃられることは、このあとの今、大野課長が言いましたけど、秋吉台の家族旅行村の指定管理に関することだろうと思います。だからそのことをお話したんであって、この今の条例改正のことじゃあないと思うんじゃけども。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員。

委員（河村 淳君） 市長の言われるのもわかるんじゃが、条例改正をする理由いね。問題は。なぜ条例を変えんにゃあならんか。これがリフレッシュとの皆一緒の関連があるんじゃあないかということをお願いする。この条例改正をせんにゃあならん原因。これを私が今言うたことであって、家族村なら家族村だけでいって、リフレッシュはリフレッシュであとでと。こうなると分けて審議するっちゃうことになる。その辺が関連があるか、ないかっちゃうこと。（発言する者あり）

委員長（馬屋原眞一君） ちょっと、食い違ってますんで休憩します。暫時休憩。

午後 1 時 1 6 分休憩

.....

午後 1 時 3 1 分再開

委員長（馬屋原眞一君） 休憩前に続き会議を始めます。ただ今、議案第 2 4 号を審査いたしておりますけれども、先程の審査の中で関連がございますので、後程、出てきます議案第 3 5 号美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についての審査を合わせて、合同で審査をしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。それでは、3 5 号につきまして、所管の事項の説明をお願いします。はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） それでは、議案第35号のご説明を申し上げます。秋吉台家族旅行村に係る指定管理者の指定についてであります。現在、秋吉台家族旅行村は、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定管理者に指定し、管理をしております。平成24年3月31日をもって指定期間が満了いたします。次期指定管理者を選定するにあたり、指定管理者候補者選定審査会を設置し、検討してまいりました。その結果により、秋吉台家族旅行村の指定管理を1年間、平成24年4月1日から平成25年3月31日までを、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定管理者に指定するものでございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 説明が終わりました。それでは、議案第24号と第35号の件につきまして、質疑を続行いたします。（発言する者あり）大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 先程、河村委員のほうから質問がありました、まずは選定における時系列について説明して欲しいということですので、説明申し上げます。まずは、先程も申し上げましたように、昨年9月27日に秋吉台リフレッシュパーク設置及び管理に関する条例の一部改正を、この議会において議決されております。それを受けまして、秋吉台家族旅行村とこの秋吉台リフレッシュパークを一体管理する指定管理ということで、動き始めております。そして、それを決まりしだい、指定管理者の選定審査会の委員のほうをまず選定をいたしまして、第1回目を10月3日、第1回目の指定管理者候補者選定審査会を開催しております。この場において公募か非公募集ということ、まずは公募ということに決定をし、あとは募集要項、指定管理料、業務仕様書、選定基準あるいは今後のスケジュール等を承認いただいております。続きまして、10月5日に本庁及び各出張所、あと伊佐公民館の掲示板に募集の公告を掲示しております。また、10月5日から10月21日までの間、MYT、美東告知放送、秋芳町有線放送等に随時、放送を依頼しております。続きまして、10月21日にこの公募に対しまして、まずは公募の説明会を開催する旨を公告に掲示しておりますので、希望者は21日までに観光総務課のほうに報告してくださいということを載せております。それを受けまして、10月24日募集の説明会を開催しております。その中で随時、仕様書をもとに詳しい説明を行っております。その中で、申請書の受付の期限を11月2日、申請書の受付をそこで定めております。そしてそれを受けまして11月8日、

第2回選定審査会を開催しております。観光総務課が所管してやっているのは、以上まででございます。

委員長（馬屋原眞一君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 2点目のご質問は、結果的に秋吉台みらい協議会が団体としての要件を満たしていないということになったわけですが、なぜ、要件を満たすように指導できなかったかというようなご質問でよろしかったでしょうか。

（発言する者あり）これは、先日、本会議でもお答えをした内容と同じような内容になるかと思いますが、総合観光部としましては、現在のガイドラインに沿って受付をしております。このガイドラインには、結果的にのちに問題になることなんです。団体としての要件というものを明記しておりません。と言いますのは、申請をされる団体というのは、要件を満たした、満たされている団体が申請をされるであろうという前提のもとに、現時点でのガイドラインは作られております。その要件と言いますのが、多数決の原理で成り立つ。これはどういうことかと言いますと、総会が開かれてその中で、きまりですとか、役員が選出、きちんと選出されているというようなこと。それとか今のガイドラインでは、申請時に役員名簿の添付を義務付けてはおりません。ですから、本会議で答弁いたしたように、現時点ではガイドラインが不備である。ですから今後、総会の議事録あるいは役員名簿を添付していただくように今後、見直す必要があるという答弁をさせていただいたところです。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員。

委員（河村 淳君） 今の説明で言われたことはわかるんじやが、その要件を満たしていないということがわかった時点は、いつかね。申し込みして受理する前じゃあないんかね。受理したときには、要件は満たしたものとしたんじやあないんか。それで審議会にかけたんじやあないんかね。審議会にかけるまでに要件を当然満たしちよらんものを審議会にかけられんと思うがの。

委員長（馬屋原眞一君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 要件を満たしていないということが判明したのは、審査会のあとです。受付の時には、そのような、のちに問題になる要件は満たしておられるであろうというところで受け付けておるところです。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員。

委員（河村 淳君） おられるであろうじゃあいけんわね。チェックせんじゃあ。

委員長（馬屋原眞一君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） ですから、ガイドラインにそのあたりの要件とかチェックすべき事項というのを明記しておりませんでしたので、その点でガイドラインに不備があったと。ですから今後そのあたりを見直していこうということを申し上げております。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員。

委員（河村 淳君） 不備があったっちゅうことは聞いた。この前本会議で聞いたんじゃけど、不備あったらって言ってもその時には、その条件にはそういうことがなかったっちゅうことは、それがいきちよるっちゅうことじゃあないかね。不備があったっちゅうことはあとわかったことじゃあないか。この辺は、どねえなあなたらあ思うちょってんか。

委員長（馬屋原眞一君） 田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） おっしゃるとおり、あとになって不備があったということがわかったところです。それについて、弁護士、顧問弁護士のほうにご相談いたしました。1回、審査会の中で選定したという事実はありますが、それをそのとおり指定管理にかけるということは、要件を満たしていない団体が指定管理を行うことは、後々問題になるというご指導は受けております。ですから、あとになって要件を満たしていないということが判明したというところで、結果的に要件を満たしていない団体については、指定管理に出せない。これは法的にも指定管理が出来るのは団体ということになっておりますので、要件を満たしていない場合には団体として認められないということになろうかと思います。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員。

委員（河村 淳君） それは、言われることはよくわかる。あとからわかった。要件を満たしちよらんっちゅうことはわかったんですが、要は未来秋吉台っちゅう人は皆、素人と思うよ私は。でも住民、地元民じゃから。親切丁寧に教えてやって、こういうことじゃから、あなたのところはだめですよ。こういう要件なんじゃからこういうふうになおされるかと。そのことがあったかないか。そういうことで、まだ日にちがあるからそれまでに、そういうものをそろえてきちんと出来るようじゃったらええんじゃが、それが出来んのかどうかっちゅうのは、やられたか、やられ

んか。

委員長（馬屋原眞一君） 福田総合観光部長。

総合観光部長（福田和司君） ただ今の質問でございますが、ガイドラインに基づきまして、私どもの総合観光部のほうでいろんな書類について提出を求めています。今、質問のございました指導、育成も兼ねた指導ということだろうと思いますが、これに関しては、それぞれ出ている団体を、先程田辺部長が申しましたように、当然そういった形での設立がされているということで協議会として出されておりますので、それに関してうちのほうでそれ以上の指導を行ったところはございません。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員。

委員（河村 淳君） あんまり、議論をあなた方とやっても仕方がないことじゃが、要はそういうことの事務的にもミスがあったような、私は感じる。じゃがそのところが地元の人があれば、自分らが、私がこの前、言うたように20年前から、あしこに美東町の施設です。美祿市になっちゃるからええんじゃが。美東町の税金を使ってあしこに建てた。トロン温泉等もみなやった事例がある。それで地元の人が我々がひとつ赤郷地区の者がひとつ頑張って、ひとつ施設を守っていきこうじゃあないかという意志の表れであったと思う。本当の素人ばかりじゃろうと。箱物がどうか、いろいろ管理のどうか、その辺のあれらもどういふふうに感じて参加されたか、私もその辺の詳しいことはわかりませんが、とりあえず、地元の人らで地元の施設である、今まで守ってきた、あしこの景清洞も兼ねちよる。これとの関連も職員の中には景清洞の案内とあしこのトロンとの案内を一緒に交互に何か、人員配置はどうしてやりよったかは知らんが、多分のその辺の関連がわしは今までであったと思う。私も観光課長をやっちゃったから。その当時からやから当然ありよった。やからそういう地元民が皆が本気でやって、この前も言うたように地元の人が三角田川ちゅうのは1キロぐらいある。みな草刈りを地元の人がやって、無償で環境づくりをやってきちよって。やからそういうことも配慮して、やっぱその辺を親切にこの地元がやっちゃろうということの気持ちになった以上は、皆さんが指導されて、ひとつそういうことなら、こういうものとかいうものをきちんとそろえてください。なけんにゃあだめですよということを早うに私は知らしてあげるべきであったというふうを考える。今、あとからこうじゃったから、こういうこ

とが弁護士さんと相談したからこねえと話も出たが。そういうことが起きんようにせんにゃあいけんのじゃ、だいたい。起きるっちゅうことは地元の方は、これじゃあ私は本気で何ぼやっても、賃金が安うなっても、1,000円でも2,000円になっても、わしらやろうというふうな気持ちになっちゃってと思う。それをどうとか、資本金がどうとかいう話も出ちよるが、そのこのところもよう配慮せんにゃあ、私はいけんじゃあなかったのかというふうに感じておる。以上。これは意見じゃ。回答はいらん。

委員長（馬屋原眞一君） はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） あの、河村委員と同じ意見なんですけどね。要は今まで苦労されて、それから指定管理になったら当然、いろいろ縷々あると思うんですよ。だけど一方のほうは理論武装もするし、弁護士が4人も来られたら、びびるのも当たり前ですよ。せっかく育てようとする人を芽を摘むんじゃあなくて、やはり行政のほうで河村さんが言われたように指導して、書類的にも手続き的にもある程度パスするような形にしないと、僕は美祢市の指定管理業務者は育たないと思いますし、例えば、理論武装した人にもし任せたら、あなた方よねえ管理されんと思うんですよ。だからその辺が、市長がおられるけど、美祢市にはポイントだと思いますので、その辺の配慮がないから、やはり反対意見が出るんだと思いますがね。市長いかがでございますでしょうか。

委員長（馬屋原眞一君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 先程、河村委員が言われたことと、それから田邊委員が言われたことと、似ておるようで若干中身が違っておると思います。河村委員が言われたのは、美東出身の議員でもいらっしゃるし、長いことかけてリフレッシュパークを大事にしてきたということをもって、地元の方々がそれを大事に我々の手でどうかしようじゃないかという思いがあったと。それで今回応募されたというのはよくわかっております。先程、田辺総合政策部長、それから福田総合観光部長、縷々説明をいたしましたけれども、例のガイドライン3回改訂をいたしましたけれども、なかなか1億を超える大きな事業に、収益的な事業に耐えうるガイドラインでないと。根本的に何遍も申し上げるけれども、箱物を対象としたガイドラインであったということですね根本が。それでそれを基に今回の指定管理者の選定委員会を開いておるということで、事前のそれを受け付ける前の事前のチェックにあたるべ

ースとなるガイドラインに、そのことが含まれてなかったことが大きな原因だろうと思います。そのことが結果として判明したということで、このガイドラインが一応すべて、なくしてしまひまして、全く新たに箱物を対象にしたものを一つ作る。それと収益的な大きな事業をやっていただくものについてのものを作る。ガイドラインという名称もどうするか今ちょっと決めておりませんが、適正に対応できるように。それはどうしてかと言いますと、いろんな美祢市の将来に向かってお思いがある方々が、せっかくそういうふうな団体を作られてやろうとされる方の芽を摘んではいけないということですね。今回も理論武装しておるところが避けて、やる気があるところにやらしたらええんじゃないかと田邊議員が今おっしゃったけども、じゃあそれでやっていただいて、やる気はあるけれどもそのやれる実態がないところに受けていただいたら、せっかくやる気がありながら、例えば出発して3ヶ月でその経営が行き詰まると、資金繰りが行き詰まるということがありましたら、もう施しようがない状態になる。それとやらしてみたらいいじゃないかとおっしゃいましたけれども、それは市民に対して大変大きな責任を負っておるものです。この経営を失敗をいたしますと、秋吉台を中心とした観光事業そのものの根本の信用性を失うということがありますので、安易に適当にやらしてみたらいいというレベルでやれるものではございません。ですから、私の考え方とすれば、先程顧問弁護士の話が出ました。顧問弁護士が出て来たからびびってものが言えないという話をされたけども、そうじゃあないんですよ。顧問弁護士の方がその未来協議会の方に直接ものを言ったということじゃあないんです。この行政のほうとして責任を持って法的なものがどうかということをご相談申し上げて、4人の弁護士の方々、それぞれが今、未来協議会に受けていただくと運営ができないと。これは法的に問題があるということをお断定をされました。法的には二つほど公募に応じていただいて、未来協議会とそれから事業団ですね。普通で言えば未来協議会がそういう形で実際的に経営できない状態であれば、第2位である事業団のほうに3年間やってみてもらってしかるべきだという法的な考え方をおっしゃいました。しかしながら、先程申し上げたように、ガイドラインそのものが実態に即していない部分があるので、それをきちっとやり変えた上で、そして再度お思いのある方については、もう一遍応募をしてもらいたいと、いただきたいという私の強い思いがありましたので、1年間ほど猶予を期間を差し上げるので、その間に誰が見られても、法的立

場でいっても、ちゃんと指定管理者として経営ができる、運営ができる体制を整えてほしいということで、1年間ほど暫定的に、事業団に今まで経営をしておられましたから、事業団のほうに申し訳ないけれども1年間ほど延長という話としますと、事業団からすると迷惑かもしれませんが、申し訳ないけれども1年間ほど暫定的にやってもらいたい。その間にいろんなことを整理をして、未来協議会も体制を整えられるでしょう。また名前を変えられるかもしれませんが、やる気のある方がまた核になってやられる可能性が高いですから、そして1年後にさらにもう一度、公募をかけますから、そして正々堂々とその公募に応じていただいて、そして新しいガイドラインという言葉は、ちょっとわかりませんが、その新しい基準に従って、きっちり審査をしていただいて、その結果を私が頂戴して、最終的には私が判断をさせてもらうということにしたいと思っています。ということでもいいですか。はい。

委員長（馬屋原眞一君） はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） はい、えっとですね、先程もいただきましたが、条例の中から指定期間の削除というのがあります。それで私は、削除の理由がどうも納得がいかないのです、もう少し詳しくご説明をお願いをしたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） 篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） それでは、岩本委員のご質問にお答えします。まず、指定期間の削除理由でございます。これは、施設によっては3年と規定しているところもあれば、特に定めていないところもございます。それで一律的に指定期間、特に議会の議決も得ることから、特にこの条文で定める必要がないということ判断したためです。というのは、選定審査会等で受ける側は長いほうがいい。こちらとしては、その辺で選定審査会からの要望もございました。施設を安定的になおかつ住民の利便性向上のためにやっていらっしゃる施設、数多くございます。そういった施設は5年でもいいんじゃないかということが選定審査会でも要望がございました。そういった要望を反映した上で、今回の条例改正を上程しております。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） 次にいきますが、それでは、次の例えば24年度、24年4月から3年間ってということやから、27年の3月31日まで3年間とした場合に

は、27年の3月31日で終わるんですが、次の延長する場合、非常に新規参入を
したいなあという方がもしおられた場合に、これはどうなるんですか。

委員長（馬屋原眞一君） 篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） 今のご質問にお答えをします。基本的には指定期
間の延長っていうことはございません。ですから、審査会で指定期間を何年にする
かということ、審査会のほうで決めていくようになります。審査会で決めて、期
間を決めて、その期間を公募の際に、公募の場合は、公募の際に提示して、それで
また審査会にかけて、あと議会の議決の際に公募期間を指定して、議案を提案する
ようになります。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） そうすると新規参入を考えていらっしゃるような団体には、
どのような周知の方法されるんですか。（発言する者あり）

委員長（馬屋原眞一君） はい、下井委員。

委員（下井克己君） 今の関係なんですけど、当然契約される時に何年、3年とか
5年とか審査会で決められると言われました。それを当然決められるにあたって
は、議会の議決もいると思います。例えば、それ最長何年とかあるんですか。例え
ば極端な話申し訳ないです。20年とか、審査会で20年といわれれば、20年
継続でやられるわけですか。極端で申し訳ないですけど。

委員長（馬屋原眞一君） 篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） 全国的にもちょっと申し上げますとPFI事業、
こういった場合は20年という長期があります。ここでは私どもが想定してますの
は20年というのは、そういった長期は想定しておりません。以上でございます。
（発言する者あり）3年から5年になると思います。

委員長（馬屋原眞一君） ほかにございませんか。河村委員。

委員（河村 淳君） 今、説明で分かる訳ですが、この辺ができんやったかどうか
ということちょっと質問してみたいんじやが、この要件に一応満たなかったとい
うことで、ガイドラインにも不備があったというのはご説明があったんじやが、そ
の時の受付の時か、11月2日とか言われたと思うんじやが、それから後今までの
経緯2月の終わりになってきちょるんじやが、4月1日付のものの条例から言えば
今度やるということじゃったが、その2ヶ月まだあったんじやが、その間に地元へ

対してこういうのをこういうふういきちんと揃えて来なさいよということができなかったものかどうか。努力されたかされんか。あんたのほうはちょっとこれじゃ駄目ですから、はあ、こらえて下さいよとなっちょるんか。それとも1年待って下さいというので結論づけられたものか。一応その間にいろいろのこういう要件が満たしておらんから、この辺についてあなた方はきちんと努力して下さいと、こういうものこういうものというのを、いちいち要件を満たすように指導はされんもんじゃったかどうか一応問うてみる。以上。

委員長（馬屋原眞一君） はい、福田総合観光部長。

総合観光部長（福田和司君） 先程大野課長のほうから説明を時系列でさせて頂いておりますが、第3回の審議会の中で、ガイドラインも含めました現状に即してない部分があったということで、この2月までに直せというのではなくして、やはり指定をする該当する団体になるためには、少なくとも体制づくりから含めてある程度の期間が必要ということで、先程市長が申されましたように、期間を1年間延長して来年度再度募集をかけると。それまでに体制づくりをして頂きたいということが市としての考えでございます。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員。

委員（河村 淳君） はい、わかりましたが、私が言いたいのは、そのことが一つあったのは、本当に今までやったこともない素人の地元ですから、このあたりのへんをある程度一応一編目の審査委員会で決定したというぐらいじゃから、そのところをガイドラインの不備があったという点で今言われておるんじゃけど、この辺当然なおしてことでしょうけど、それに至ってはやっぱこれは私の思い勝手かもわからんけど、条件付きで管理委託ちゅうものをできるもんかできないものか。1年間の間に心痛をしてくれということで、できるものかできんものか。できんものなら仕方がないんじゃが、そういう要件を条件を付けた管理委託料というものができるものかできんものか、その辺は検討されたかされんか、一応聞いてみたい。

委員長（馬屋原眞一君） はい、田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今のご質問ですが、先程市長のほうから説明もあったかと思いますが、秋吉台みらい協議会が団体としての要件を満たしてないということになれば、中高年事業団が本来ですと3年、中高年事業団についても、11月8日の審査会で一応の指定管理をするにふさわしい団体ということで、秋吉台み

らい協議会より得点は低かったんですけど、一応の要件を満たしておるという結果が出ております。ですから、通常ですと3年事業団が指定管理をするのが本来の形だろうというふうに考えますけど、ガイドラインの不備ということについても先程ご説明しましたように、そういうこともありますので、秋吉台みらい協議会に再度公募していただく機会を設けるという意味もあって、再度その公募からやり直そうという結果に至ったということです。ですから、その1年後に公募するその期間を、今の指定管理者である事業団に暫定的に指定管理をして頂こうとという結論に至ったということです。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員。

委員（河村 淳君） ちょっと私の質問に答えちょらん。条件付きでそれができるものかできんものかを問うちよる。

委員長（馬屋原眞一君） はい、田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 条件付きではできないということで、今回のような結論を導きましたということです。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員。

委員（河村 淳君） できないということは、法でどういうことがあるんかいね。管理委託料の関係で。

委員長（馬屋原眞一君） はい、田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 先程からも説明しておりますけど、指定管理を受ける絶対的な条件というのは団体という条件があります。個人では駄目です。団体であると。それで秋吉台みらい協議会につきましては、その団体の要件を満たしてないということですから、指定管理業務は受けられないということになります。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員。

委員（河村 淳君） それはわかる。そのことはわかる。団体として認められんよっになっちょるという条件ならわかる。わかるがその団体になるように指導して、その条件を付けてできんかという。団体でできるように指導して、団体として認められるようなことをしたらいいんじゃないの。事案がないのかそれとも日にちがな
いんか。

委員長（馬屋原眞一君） はい、田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） それでは、4人の弁護士に相談した内容を、弁護士

の発言を申し上げたいと思いますけど、団体として、秋吉台みらい協議会は団体として不適格であり指定はできない。その理由については、一つがお金を借りられない。雇用責任、税金、社会保険料などの支払い責任が誰にあるのか全く見えない。訴訟になったような場合、当事者が誰なのかわからない。つまり母体の能力がない。二つ目として、経営陣が誰なのか、構成員は債務を含めて負担できるのか、またそういった説明を構成員にしているのか。それから出資金300万円あるということですが、それも一法人の出資ということですが、一法人の出資では資金繰りをどうするのか、全体的に信憑性がない。それから三つ目として、総会が設立された事実が不明である。団体としての意志が決定された証拠がない。それから4番目として、総合観光部へ後日提出された総会の記録と選定審査会での発言内容の整合性がない。5番目として、大きなお金の管理能力が判断できない。以上のことから指定はできない。指定した場合、行政訴訟になる可能性が非常に高い。というふうに判断されております。この団体としての要件を満たすための期間としては、先程から出ておりますように1年程度は必要であろうということもありますし、指定管理の最も短い期間として1年間、これは秋吉台家族旅行村、リフレッシュパークのような施設になりますと、そのお客さんが多い時期とか少ない時期というのが季節で違ってきますので、その施設を管理するための最短の期間としては、1年であろうという判断からこのような結果を導き出したんです。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員。

委員（河村 淳君） いま一応そやから解釈したら日にちがないちゅうことじゃろう。1年間ほどはもう待たんにゃやれんということじゃろう。へやから私は要件を付けて条件付けてはできんかというたのはそれ。今、弁護士がそういうこと言われたというのは、裁判上の問題も弁護士さんは知っちゃってやから、訴訟が起きた時に問題が起きるといようなことが言われたんじゃろう思うけど、その要件を弁護士さんが言われた要件を満たしておれば一番えんじゃけど、それができなかったということは、その間が1年間かかるということでしょう。あなた方が言うてのは1年は余裕も持ってもらわんにゃその要件を満たされんと。こう解釈したということじゃないの。

委員長（馬屋原眞一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それでは質疑を打ち切ります。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それでは先に24号についてのご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 35号のことにつきましてもご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それでは議案それぞれについて裁決を行います。議案第24号美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決めるにご異議ございませんか。（発言する者あり）ちょっとあの、意見があれば、反対意見があるということによってもらわんとですね。（発言する者あり）それでは挙手で取りましようね。

それでは本案について原案のとおり決めることに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

委員長（馬屋原眞一君） それでは挙手少数であります。よって本案は否決されました。

それでは議案第35号美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についての採決を行います。

本案について原案のとおり決めることに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

委員長（馬屋原眞一君） 挙手少数であり、本案も否決されました。ここで執行部の入れ替えがありますので、暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

.....
午後2時28分再開

委員長（馬屋原眞一君） 休憩前に続き、会議を開きます。始まる前に、お願いをしておきます。先程の件でもありますように、反対の採決をされようとする場合に

は、意見表明をしっかりとさせていただくようお願いしたいと思います。それでは次に、議案第26号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部より本委員会所管事項について説明を求めます。西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） それでは、議案書の26-1ページ、それから参考資料の46ページをお願いいたします。それでは、議案第26号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定のうち、26-1ページの第3条、一番下になりますが、3条に記載された農林課が所管する美祢市営土地改良事業の分担金賦課徴収条例の一部改正についてをご説明いたします。なお、改正する条文の改正案につきましては、参考資料46ページをご覧くださいと思います。改正内容につきましては、土地改良法では、市で行う土地改良事業について、国、県が行う土地改良事業の規程を準用して行うわけですが、この準用規程が第96条の4に記載されております。この96条に新たに2項目が設けられ、その内容につきましては、市町が災害復旧のための応急工事計画を策定した場合、今まで従来では県の同意が必要であったものが、権限委譲によりまして報告義務に改正され、これを96条の4の第2項に追加されました。このため、従来の条文が第1項となりまして、これに伴いまして、美祢市営土地改良事業分担金賦課徴収条例第1条中の第96条の4というところが、第96条の4第1項に改正するものであります。また、条例中の第4条中も同様であります。さらに同じく、条例の第4条中の法第49条というところを法第88条第1項に改正いたします。これにつきましては、土地改良法第49条は、土地改良区が策定する応急計画の策定についての定めであります。市は今まではこれを準用するように定められておりました。これを国・県が策定する計画の規程である88条第1項に準用するように今回改められました。これに伴い改正するものであります。以上であります。

委員長（馬屋原眞一君） 前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） それでは、引き続きであります。議案書は26-2でございます。そして、参考資料は47ページでございます。今回の改正は美祢市住宅条例の一部改正でございます。現行の公営住宅法では、入居者資格要

件で、入居者は同居する親族があることが条件とされております。通常であれば単身での入居はできませんが、公営住宅法の附則によりまして、過疎地域のおきましては、同居をしようとする親族がない場合でも入居できるとされております。しかし、今回の改正では、公営住宅法の入居者資格条件と附則の過疎地域の特例要件もあわせて削除をされます。従いまして、引き続き単身入居について、現行通り施行するためには、市の住宅条例を改正する必要があります。今回関係する美祢市の市営住宅条例、47ページの現行と改正案が書いてございますが、これに関連します6条の同居親族要件を削除いたしまして、これに関連しております第7条、30条の一部を改正するものでございます。また、入居者の収入基準を定めております公営住宅法施行令第6条4項及び5項が削除されます。これにつきましては、入居者の収入基準の上限が削除されることによってなくなっております。現行通り施行するためには、条例改正を行うまでの間、引用している箇所旧政令と読み替えを行う必要がありますので、今回改正案の右側の一番下にございます、今回読み替え規程を設けるものでございます。以上が、改正内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（馬屋原眞一君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより、議案第26号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決をいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第37号市道路線の認定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） それでは、議案37号市道路線の認定について、ご説明いたします。議案書の37-1と37-2をお開きください。今回の認

定路線は、岩ヶ河内持田線でございますが、一番最後のページに図面を付けてございます。起点は、東厚保の岩ヶ河内の市道岩ヶ河内線に接しておられる交差点から、ずっと上にあがりまして、持田の市道持田大向線に接する交差点までの、延長1,066m、幅員で3mでございます。これは、岩ヶ河内集落と持田集落間を結ぶ連絡道でありまして、広く市民に利用されておりますし、また、災害時の避難経路としても、重要路線であると考えられます。従いまして、今後、市道として、維持管理することが適当でありますので、認定を求めるものでございます。道路法第8条第2項の規定に基づき、市道に認定したいので、市議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長（馬屋原眞一君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。河村委員。

委員（河村 淳君） これは現地を我々見させていただきましたが、連絡道ということで向こうの地区とこっちの地区との連絡道ということの認定じゃろうと思うんじゃが、要は舗装がしてあった。これは一応農林の関係で、農道としての舗装であったんじゃろうと思うんじゃが、それを市道に認定するというふうに解釈していいんかいの。

委員長（馬屋原眞一君） 前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 河村委員の質問にお答えいたします。今ありましたように、平成17年から22年度に実施されました県営中山間地総合整備事業の美祢地区で整備をされました集落間を結ぶ集落道でございます。これを今回市道として認定をするということでございます。

委員長（馬屋原眞一君） 河村委員。

委員（河村 淳君） 了解。

委員長（馬屋原眞一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それでは質疑を打ち切ります。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それでは、これより議案第37号市道路線の認定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。以上で本委員会に付託されました議案6件につきまして、審査を終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。ご審査、ご協力まことにありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後2時40分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年2月27日

建設観光委員長

